

税務情報

2023 年度税制改正 — 電子帳簿等保存制度関連情報

国税庁は 6 月 30 日、2023 年度税制改正における電子帳簿等保存制度の改正に伴う以下の情報を公表しました。

1. 電子帳簿保存法取扱通達及び趣旨説明の改正

電子帳簿保存法施行規則の改正等に伴い、取扱いの明確化を図るため、電子帳簿保存法取扱通達及びこれに係る趣旨説明が改正されました。(趣旨説明には、お問合せの多い内容に★印が付されています。)

- [「電子帳簿保存法取扱通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）](#)（2023 年 6 月 23 日付）
- [電子帳簿保存法取扱通達解説\(趣旨説明\)](#)（2023 年 6 月 23 日）(PDF 907KB)

たとえば、電子帳簿保存法取扱通達には、以下の通達が新設又は改正されています。

<法第 7 条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）関係>

【検索機能の確保要件】

改正により、検索機能の確保要件の全てが不要とされるための要件のひとつに、「国税に関する法律の規定による電磁的記録の出力書面で整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの提示又は提出の要求に応じることができるようにしていること。」という要件が設けられました。

取扱通達 7-3（新設）では、上記の「取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたもの」の意義が示されています。

【電子取引に係る猶予措置】

改正により、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、（1）納税地等の所轄税務署長が、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについて相当の理由があると認め、かつ、（2）その保存義務者がその電磁的記録及びその電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限り、）の提

示又は提出の要求（ダウンロード等の求め）に応じることができるようにしている場合には、全ての保存要件を不要として電磁的記録の保存をすることができる猶予措置が設けられました。

取扱通達 7-12（改正）では、(1) の「相当の理由」の意義が示されています。

また、取扱通達 7-14（新設）では、(2) の「ダウンロード等の求め」について、その求めに一部でも応じない場合には猶予措置の適用は受けられないこと及びダウンロード等の求めに応じて行われるその電磁的記録及び出力書面の提出については、税務職員の求めた状態で提出される必要があること等が示されています。

＜法第 8 条（他の国税に関する法律の規定の適用） 関係＞

【優良な電子帳簿】

改正により、過少申告加算税の軽減措置に係る申告所得税及び法人税の優良な電子帳簿の範囲が見直されました。取扱通達 8-2（新設）では、その見直しの対象となった「その他必要な帳簿」が例示されています。

2. 電子帳簿保存法一問一答の改訂

[「電子帳簿保存法一問一答（Q&A）～令和 4 年 1 月 1 日以後に保存等を開始する方～」](#)のページに、改訂版の一問一答（「令和 6 年 1 月 1 日以後の取扱いに関するもの」）が掲載されました。（お問合せの多い内容に★印が付されています。）

■ [電子帳簿保存法一問一答 【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】](#) (PDF 1,296KB)

上記 1. の【優良な電子帳簿】に記載した見直しに伴い、たとえば以下の一問一答が新設・改訂されています。

- 問 41 では、過少申告加算税の軽減措置の対象となる特例国税関係帳簿について、優良な電子帳簿の要件を満たして保存等を行い、かつ、あらかじめ本措置の規定の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出している場合には、その保存等が複数の会計ソフトを使用しているとしても、本措置の適用を受けることができる旨が明らかにされています。
- 問 42 では、業務上の必要性等から優良な電子帳簿に加えて補助的に作成しているノート等がある場合において、税法で定められた記載事項の全てを優良な電子帳簿としての機能を備えた会計ソフトを用いて青色申告関係帳簿等に記録・保存しているときは、そのノート等はその記載事項と同内容を記載した補助資料に過ぎないと考えられるため、そのノート等が優良な電子帳簿の要件を満たしていないことを理由として過少申告加算税の軽減措置の適用が受けられなくなることはない旨が明らかにされています。

■ [電子帳簿保存法一問一答 【スキャナ保存関係】](#) (PDF 953KB)

改正により、スキャナ保存要件の一部が廃止等されたことを受け、これに係る一問一答が削除・改訂されています。また、検索機能の確保要件について、たとえば以下の一問一答が新設されています。

- 問 41 では、一つの国税関係書類に複数の取引がまとめて記載されているような場合において、取扱通達に基づき国税関係書類を授受した時点でその発行又は受領の年月日として記載されている日付をもって検索機能における記録項目である「取引年月日その他の日付」として用いているときは、「取引金額」についてもその国税関係書類に記載された取引金額の合計額で検索できるようにしておく必要がある旨が明らかにされています。（下記の【電子取引関係】の問 49 においても、上記と同様の解説がなされています。）

■ [電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】](#) (PDF 780KB)

改正により、検索機能の確保要件が見直されたことを受け、これに係る一問一答が新設・改訂されています。また、上記 1. の【電子取引に係る猶予措置】に記載しているとおり、改正により、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、上記 1. の【電子取引に係る猶予措置】(1) 及び (2) の要件を満たしている場合には、全ての保存要件を不要として電磁的記録の保存をすることができる猶予措置が設けられましたが、これを受け、たとえば下記の一問一答が新設されています。

- 問 61 では、上記 1. の【電子取引に係る猶予措置】で挙げた取扱通達 7-12 に基づき、(1) の要件における「相当の理由」について解説されているとともに、2022 年度税制改正で設けられた経過措置における「やむを得ない事情」との違いが示されています。
- 問 65 では、上記 1. の【電子取引に係る猶予措置】の (2) の要件における「整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたもの」や「ダウンロード等の求め」の意義について解説されているとともに、出力書面については、たとえば書面で保存している国税関係書類と同様に整理する方法で整理しておく等、税務職員の求めに応じて遅滞なく提示等ができるように、適切に管理しておくことが望ましい旨が明らかにされています。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.